

健 発 0 3 3 1 第 4 号
令 和 2 年 3 月 3 1 日

各

都道府県知事
保健所設置市長
特別区長

 殿

厚生労働省健康局長
(公 印 省 略)

健康的な生活習慣づくり重点化事業の実施について

標記については、平成 2 1 年 3 月 2 7 日健発第 0 3 2 7 0 0 9 号厚生労働省健康局長通知の別紙「健康的な生活習慣づくり重点化事業実施要綱」により行われているところであるが、今般、その一部を別紙新旧対照表のとおり改正し、令和 2 年 4 月 1 日から適用することとしたので、通知する。

健康的な生活習慣づくり重点化事業の実施要綱

1. 目的

喫煙や食習慣などの生活習慣が関与する生活習慣病は、その生活習慣を改善することにより病気の発症や重症化を予防することができる。

現在、「健康日本21（第二次）」や「第3次食育推進基本計画」等において、たばこ、栄養、運動等について目標を立て、健康づくり運動を行っているところである。

しかしながら、喫煙率は、男性3割程度、女性1割弱であり、男性は先進諸国と比べ高い状況にあり、また、糖尿病が強く疑われる人は約1,000万人、糖尿病の可能性を否定できない人を合わせると約2,000万人と推計されている。

こうしたことから、地域、職域、学校等の身近なところで、たばこ対策や肥満・糖尿病予防に関する事業を総合的に実施するとともに、地域に根ざした信頼や社会規範、ネットワークといった社会関係資本等（ソーシャルキャピタル）を醸成し、住民参画型の地域のボランティアを活用する主体的かつ自由な発想に基づく健康づくり対策を実施することにより、効果的な生活習慣の改善による健康増進を図ることを目的とする。

2. 実施主体

この事業の実施主体は、3（1）、（2）及び（3）については、都道府県、保健所を設置する市及び特別区とし、3（4）については、民間団体とする。

3. 事業内容

本事業の対象は、以下のとおりとする。なお、事業の実施に当たっては、適当と認める者に対し、事業の一部を委託することができる。

（1）たばこ対策促進事業

たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約の発効に伴い、当該条約の批准国として、たばこ対策を着実に推進するため、未成年者や子どもへの影響の大きい父母等に対する喫煙防止対策、及び若年女性に対する普及啓発並びに「禁煙普及員」、「たばこ相談員」等の禁煙支援に携わる者の養成・活動支援などに重点を置き、地域の関係者と連携したたばこ対策の推進を図ることを目的とする。

a 未成年者や子どもへの影響の大きい父母等の喫煙防止に関する事業

- ①学校保健担当者等を対象とした未成年者の喫煙防止に効果的な教育方法等を指導する講習会等の実施
- ②学校、市町村に出向き児童・生徒や父母等を対象としたたばこの健康への影響に関する知識についての講習会（基調講演、集団指導、ロールプレイ）等の実施
- ③喫煙防止のための関係者の取組事例の情報収集、好事例の紹介等普及啓発に関する

事業の実施

- ④未成年者が喫煙習慣を身に付けないよう成人式等を活用し、たばこと健康問題に関する知識の普及を目的としたキャンペーン（20歳の禁煙宣言）等の実施
- ⑤その他喫煙対策の推進に有効と認められる事業

b 若年女性に対する普及啓発に関する事業

- ①喫煙と健康問題に関するチラシ・ポスター等（美容所等へ配布）の作成
- ②女性が利用する機会の多い美容所、化粧品販売店等の協力を得た普及啓発に関する事業の実施
- ③女性を対象としたたばこの健康への影響に関する知識についての講習会等の実施
- ④その他禁煙支援に有効と認められる事業

c 「禁煙普及員」、「たばこ相談員」等の禁煙支援に携わる者に関する事業

- ①「禁煙普及員」、「たばこ相談員」等の禁煙支援に携わる者の養成に関する講習会等の実施
- ②「禁煙普及員」、「たばこ相談員」等の禁煙支援に携わる者の認定に関する事業
- ③「禁煙普及員」、「たばこ相談員」等の禁煙支援に携わる者が行う普及啓発活動の支援に関する事業
- ④その他「禁煙普及員」、「たばこ相談員」等の禁煙支援に携わる者の普及に有効と認められる事業

d たばこ対策関係者で構成される協議会等の設置

上記 a、b、c の事業を円滑に実施するためには、地域の関係者との連携が必要と考えられることから、地域の保健医療関係者を含めたたばこ対策関係者で構成される協議会等を設置して事業の計画策定、推進及び評価等を実施すること。

e 留意事項

- ①講習会等の実施に際し、対象者が参加しやすいように開催日、時間帯及び実施回数等について配慮するとともに、実施方法についても I C T 等の活用も検討すること。
- ②事業の実施に当たっては、地域の保健医療関係者等が行う関連事業とも連携して実施するよう努めること。
- ③「禁煙普及員」は、禁煙成功者及び禁煙に関する知識を有する者のうちから、都道府県知事の任命により認定することが望ましい。

(2) 受動喫煙対策促進事業

受動喫煙により亡くなる方は、年間約 15,000 人であり、受動喫煙による超過医療費は年間 3,000 億円以上と推計されている。国民全体の命と健康を守るため、受動喫煙に関する知識の普及、受動喫煙の防止に関する意識の啓発等を通じ、望まない受動喫煙が生じない社会環

境の整備の推進を図ることを目的とする。

a 事業内容

- ①施設管理者などを対象とした受動喫煙対策に関する講習会・説明会等の実施
- ②国民や施設管理者などに対し、受動喫煙による健康影響等について、ポスター・パンフレット資材の作成・配布を通じた普及啓発の実施
- ③国民や施設管理者などに対し、受動喫煙による健康影響等について、テレビコマーシャル作成、新聞広告の掲載、ホームページの作成等の効果的な広報手法を用いた普及啓発の実施
- ④受動喫煙対策に関する好事例の情報収集の実施
- ⑤喫煙専用室等の設置・運用時における相談指導の実施
- ⑥⑤の事業に係る専門アドバイザーの派遣
- ⑦施設管理者などに対し受動喫煙対策の実施を表示するための標識等の交付
- ⑧その他受動喫煙対策の推進に有効と認められる事業

b 留意事項

- ①都道府県においては、上記の事業内容について、地域の実情に即し、より効果的な普及啓発等となるよう事業を選択して実施すること。
- ②保健所を設置する市及び特別区においては、事業内容の⑤及び⑥の事業について選択して実施すること。
- ③受動喫煙による健康影響のほか、喫煙専用室等の設置に関する助成・税制制度の案内や都道府県等における受動喫煙防止条例や路上喫煙禁止条例などを踏まえた受動喫煙対策の取組等の普及啓発も併せて実施することは差し支えない。
- ④事業の実施に当たっては、関係団体と調整の上、協力して実施すること。

(3) 糖尿病予防戦略事業

糖尿病は、心血管疾患のリスクを高め、合併症を併発するなどによって、個人の生活の質や社会保障資源などに多大な影響を与えることから、糖尿病の発症予防及び重症化予防が極めて重要となる。本事業では、糖尿病の発症予防及び重症化予防において、地域特性を踏まえた課題解決型の糖尿病予防対策や飲食店等と連携し栄養バランスに偏りのある対象集団にアプローチする食環境整備に重点を置き、適切な食生活の実践を促すための効果的な対策の推進を図ることを目的とする。

a 事業内容

- ① 民間産業と連携した栄養バランスのとれた食事を入手しやすい環境整備
中食や外食等の利用機会を通じて、主食・主菜・副菜を組み合わせた食事についての理解促進、主食・主菜・副菜を組み合わせた食事の実践の定着を図るための取

組の実施

② 若い世代への栄養バランスのとれた食事の実践支援活動

管理栄養士・栄養士養成施設と連携し、学生による同世代の人たちへの主食・主菜・副菜を組み合わせた食事を広めていくための創意工夫ある取組の実施

③ 地域高齢者等の健康支援を推進する食環境の整備

フレイル予防にも配慮した糖尿病予防事業として、地域高齢者等にとって質・量が適切な食事に対する理解促進、各々の身体状況に応じた食事が提供される体制構築

④ その他地域の特性を踏まえた糖尿病予防対策

優先的な課題を解決するために、地域の特性を踏まえた疾病の構造と食事や食習慣の特徴を踏まえた取組の実施

b 留意事項

①地域の特性を把握・分析し、糖尿病予防対策として、優先的に取り組むべき課題や対象者を明確化した上で事業計画を立てること。なお、地域特性の把握を目的とした調査等にかかる経費についても、本補助事業の対象に含めるものとするが、調査等の実施のみを目的としたものは対象外である。

②事業の実施に当たっては、実施地区の関係機関、関係団体、民間産業等と連携を図ることし、事業の一部を委託する場合にあっても、各自治体は、連携体制の構築に向けた支援を行うこと。なお、事業の全部を委託するものは対象外とする。

③都道府県が実施主体である場合にあつては、所管する市町村の意見を踏まえた計画を立案すること。なお、モデル事業として一部の地域で実施する場合にあつては、対象となる市町村の意見を踏まえて実施すること。

④計画した事業の課題や改善点を明らかにするため、事業評価を必ず行うこと。

なお、各評価指標については、予め計画に盛り込むこととし、事業の目的に応じ、住民の食生活改善につながる意識や行動の変化、参加事業者等の継続的な実施に向けた意欲等を把握・分析すること。

⑤事業の企画・運営及び評価を行うため、地域の保健医療・教育関係者、民間産業等を含めた栄養・食生活対策関係者で構成される委員会等を必ず実施すること。

なお、既存の委員会等を活用してもよいが、他の補助金等を受ける場合は、本補助事業の経費としては計上しないこと。なお、複数の事業を行う場合には、同一の委員会等で、企画・運営及び評価を行っても差し支えない。

⑥aの③において、配食事業を通じた健康支援を実施する場合には、「地域高齢者等の健康支援を推進する配食事業の栄養管理に関するガイドライン」（平成29年3月公表）の内容を踏まえ、利用者に対し注文時アセスメント等を行った上で、エネルギーを調整した食種を地域高齢者等に提供する取組を必ず含むこととする。なお、配食事業の「食材料費」に相当する経費は対象外とする。地域の管理栄養士に対し研修等を行い、献立作成や注文時のアセスメント等を行う際に必要なスキルを習得させ、当該管理栄養士が配食事業者と連携する体制の構築に向けた支援をすること。

栄養教育を実施する際には、「令和元年度食事摂取基準を活用した高齢者のフレイル予防事業」で作成したパンフレットを適宜活用すること。

⑦事業の一部を委託する場合にあっても、必ず各自治体が評価指標を設定し、受託者に対して、当該指標の把握を求めることとし、最終的な事業全体の評価は各自治体が行うこと。なお、受託者において、独自の評価指標を追加して把握した場合は、追加指標も含めて事業全体の評価を行うこと。

⑧前年度からの継続事業の場合、前年度の事業評価を踏まえて行うこととし、糖尿病予防につながる事業であることが評価されていない事業については、対象外とすること。ただし、段階的に取り組むものや、前年度の課題を踏まえ、修正された事業計画であることが明確である場合は、この限りではない。

(4) 地域の健康増進活動支援事業

健康づくりにおいて、地域に根ざした信頼や社会規範、ネットワークといった社会関係資本等（ソーシャルキャピタル）を醸成し、住民参画型の地域のボランティア等の活動を積極的に展開することは、住民の多様なニーズにきめ細かく対応するために重要である。

本事業では、健康づくりや生活習慣病の改善（以下「健康づくり活動」という）に取り組む民間団体の、健康づくりの牽引役となる人材の育成やボランティアを活用する主体的かつ自由な発想に基づく事業を公募した上で、事例収集を行うことにより、今後の地域における健康支援施策の検討に資することを目的とする。

a 実施主体

本事業の実施主体は、次の全ての要件を満たす団体とする。

①全国事業

- ・健康づくりの牽引役となる人材の育成、若しくは、ボランティアを活用して健康づくり活動を行う民間団体であること。
- ・原則としてボランティアを活用する健康づくり活動に関しては、5年以上の活動の実績があり、公益法人、NPO法人等の法人格を有すること。（ただし厚生労働大臣が認めた場合はこの限りではない）
- ・全国の30以上の都道府県に活動拠点を有すること。
- ・団体の定款等において、当該団体の主たる構成員に、医療行為を業としてそれによる対価を得ている者及びこれらを主たる構成員とする法人等を含むことを要件としていないこと。

②地域事業

- ・健康づくりの牽引役となる人材の育成、若しくは、ボランティアを活用して、地域に根ざした健康づくり活動を行う民間団体であること。
- ・原則としてボランティアを活用する健康づくり活動に関しては、2年以上の活動

の実績があり、公益法人、NPO法人等の法人格を有すること。（ただし厚生労働大臣が認めた場合はこの限りではない）

- ・団体の定款等において、当該団体の主たる構成員に、医療行為を業としてそれによる対価を得ている者及びこれらを主たる構成員とする法人等を含むことを要件としていないこと。

b 事業の内容

- ①全国事業を実施する民間団体は、健康づくりの牽引役となる人材の育成、若しくは、主体的で自由な発想に基づく健康づくり活動を行う。
- ②地域事業を実施する民間団体は、健康づくりの牽引役となる人材の育成、若しくは、主体的で自由な発想に基づき、地域の特色や特性に沿った、独創性のある健康づくり活動を行う。
- ③国は、民間団体が実施する上記の活動に対し、財政的支援を行う。なお、国は本事業の実施に当たり、有識者で構成される評価委員会を設置し、評価委員会による審査により、採択事業及び国庫補助基準額を決定する。

c 事業の実施方法

国は本事業の実施にあたり、別に定めるところにより事業計画を公募する。

4. 経費の負担

都道府県、保健所を設置する市及び特別区がこの実施要綱に基づき実施する事業に要する経費については、別に定める「感染症予防事業費等国庫負担（補助）金交付要綱」に基づいて、予算の範囲内で国庫補助を行うものとする。